

【後期 第九問】

1. 被告人 X は、平成 4 年 4 月から平成 7 年 3 月までの間、財務省大臣官房会計課長の職にあり、財務省の分任支出負担行為担当官及び契約等担当職員として、法令又は予算の定めるところに従い、業務請負契約締結等の事務を担当していた。平成 6 年 3 月ころ、財務省と A 社との間で過去に締結した契約について、契約金額の算定根拠となる数値の過大申告等により A 社が不正に過払いを受けていた事実が発覚し、A 社から国に返還すべき金額が数十億円もの巨額に上る見込みとなると、X は過大申告を看過して契約を締結していたことが自分及び上司 Y の責任問題に発展しかねないと危惧し、A 社の役員 B、C もまた株主総会等で責任を追及されるおそれがあることなどを危惧したことから、共謀のうえ密かに返還金額を 10 億円未満に減額しようと企てた。そこで X は同年 6 月ころ、A 社及びその関連企業を財務省職員の再就職システムに組み込み、財務省の退職者に顧問料等名目の金員の提供を受けさせることを A 社と約束した上で、X、Y、B、C の保身及び A 社の利益を図る目的をもって、不正な計算方法により返還申告書の数値を偽らしめ、A 社が本来国に返還すべき金額が 29 億円であるところを 9 億円と確定させ、差額 20 億円の返還を免れさせて国に同額の損害を加えた。
2. D 党から東京都 E 市長選挙への出馬を勧められた X は、財務省を依願退官した。X は平成 7 年 7 月から平成 15 年 7 月までの間、東京都 E 市長の職を 2 期務め、市の発注する工事に関し入札参加者の指名及び入札の執行を管理する職務権限を有していた。E 市では以前から市庁舎を新築する事を計画しており、平成 10 年 4 月の市議会において、平成 13 年度及び 14 年度に各 5 億円の事業費を予算化して市庁舎を建設する旨の事業計画を採択していた。X は平成 11 年 2 月ころ、次期市長選挙の対立候補と予想されている者が多額の資金を準備している旨の情報を得たことから、選挙で再選するためには 3000 万円程度の資金が必要であると考え、業者に対し市庁舎新築工事を請け負わせることを見返りに賄賂を要求して資金を捻出しようとして、それまで同市発注の工事にほとんど実績の無かった F 社に働きかけ、同市が市庁舎建設工事を F 社又は F 社が指名する業者に発注することを約して、3000 万円を要求した。F 社は上記内容を容れ、入札について便宜有利な取り計らいをされたい旨 X に請託し、その報酬として現金 3000 万円を渡した。X は平成 11 年 7 月施行の E 市長選挙で当選したが、いざ当選してみると不正行為を行ってまで危ない橋を渡る気が失せ、3000 万円を F 社に返還した上、口止め料として 100 万円を支払った。
3. 平成 15 年 7 月施行の D 市長選挙で落選した X は、財務省時代に A 社に便宜を図ったことを利用してその関連企業に再就職しようと考え、A 社に接触した。X は平成 15 年 10 月から平成 17 年 9 月までの間、財務省時代に A 社に対して行った不正行為に対する謝礼等の趣旨の下に提供されるものであることを知りながら、前後 30 回にわたり単一の犯意をもって、A 社が筆頭株主となっている F 社代表取締役社長 G から、F 社顧問料名目に、X 名義の各普通預金口座に合計 600 万円の振込を受けた。上記期間、X は F 社において自分専用の部屋や机は無かったものの、非常勤顧問としておおむね月 3 回程度 3～5 時間の出社をし、部長会議に出席する等しており、まったく勤務実態がないわけではなかった。
4. X の罪責を論ぜよ。(なお、X が国に対する背任罪の罪責を負うことを前提とする。また、没収ないし追徴についても検討すること。)

参考判例：最高裁判所昭和 61 年 6 月 27 日第三小法廷決定
最高裁判所平成 21 年 3 月 16 日第三小法廷決定